

浜松市敬老会等開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝うとともに高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的として、敬老の日を中心に敬老会等を開催する自治会等（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下、「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、自治会等が敬老会等に要する経費とし、報償費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料に充当する経費とする。ただし、交付団体先の運営に係わる人件費は補助の対象としない。

2 補助額は、次の各号に掲げる事項を全て満たす者（以下「対象者」という。）の数に2,000円を乗じて得られた額（記念品等の贈呈のみ行う場合にあっては、対象者の数に1,500円を乗じて得られた額）を上限とする。

(1) 当該年度の4月1日から、補助金交付申請時若しくは8月1日（8月1日が土曜日または日曜日である場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までの間、本市の住民基本台帳に記録され、自治会等に所属する者及び自治会等が認める者

(2) 当該年度中に77歳以上となる者

3 自治会等は対象者の所属自治会調査結果に基づき、把握・調製した名簿により、開催案内や記念品の贈呈等の敬老会開催等に必要な事務を行うものとする。なお、名簿の取り扱いについては浜松市個人情報保護条例（平成16年3月23日浜松市条例第28号）を遵守しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(2) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(交付の申請)

第3条 敬老会等開催費補助金の交付を受けようとする自治会等は、交付申請書（第1号様式）に、事業計画、収支予算書及び暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）を添えて市長に申請するものとする。

(決定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により自治会等から補助金の申請があった場合は、速やかに

内容を審査し、交付決定通知書（第3号様式）により当該自治会等に通知する。ただし、交付決定にあたっては、補助金の交付申請をした自治会等に市税の未納がないことを要する。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（変更の承認申請）

第5条 補助金の交付申請をした自治会等が、申請の内容を変更しようとするときは、変更の事由が生じた日から10日以内に、変更承認申請書（第4号様式）に、変更事業計画及び変更収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の通知）

第6条 市長は、前条の規定により自治会等から変更承認申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（完了の報告）

第7条 決定の通知を受けた自治会等は、事業完了後30日以内に、完了報告書（第6号様式）に、事業実績報告及び収支決算書を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の確定通知）

第8条 市長は、前条の規定により完了の報告があった場合、その内容を審査し適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書（第7号様式）により当該自治会等に通知する。

（請求の手続）

第9条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた自治会等は、通知書受領後30日以内に請求書（第8号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(概算払の承認)

第10条 前条の規定にかかわらず、規則第16条に規定する概算払いを必要とする自治会等は、概算払いを要する日の30日前までに、概算払承認申請書(第9号様式)に、資金計画表(第10号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自治会等から概算払承認申請があった場合には、速やかに内容を審査し、概算払決定通知書(第11号様式)により当該自治会等に通知する。

(概算払の請求)

第11条 前条により概算払決定通知を受けた自治会等は、通知書の受領後10日以内に、概算払請求書(第12号様式)により請求するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金に適用する。

2 第2条第2項第2号の定めにかかわらず、平成17年7月合併前の旧浜松市、旧舞阪町、旧雄踏町、旧水窪町内及び旧龍山村の区域内の自治会においては、平成21年度中に学年齢で74歳以上となる者を対象とするものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第2条第2項第2号の規定の適用については、当該外国人登録原票に施行日の前日まで引き続き登録されていた期間を同号に規定する期間に通算する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から令和2年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの交付金に適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。